

ITER 計画における IT 資産の管理・運用等に関する
労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

I T E R プロジェクト部 I T E R 計画管理グループ

1. 件名

ITER 計画における IT 資産の管理・運用等に関する労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は ITER 計画における我が国の国内機関として、PC・周辺機器・ソフトウェア・NAS 等の IT 資産の管理・運用を行うとともに、職員への IT サポート、QST 情報基盤管理部との連携対応を含む総合的な IT 支援を実施している。

本仕様書は、IT 資産の管理・運用等に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

ITER 計画の調達活動に関する IT 資産の管理・運用等に関する業務を実施すること。

（1）IT 資産（PC・周辺機器・ソフトウェア）の管理・運用業務

- ① PC キットティング（初期設定、OS・業務用ソフトウェアのインストール、ライセンス設定等）
- ② ライセンスサーバーの運用・管理（ライセンス登録、状態監視、障害対応、ベンダー連携等）
- ③ 調達活動で使用する PC の OS およびソフトウェアのバージョン管理
- ④ ライセンスおよびサポート期限の把握と更新対応
- ⑤ 調達活動で使用する PC の持ち出し状況の把握および記録管理
- ⑥ 調達活動で使用するリムーバブル記録媒体（USB メモリー、外付け HDD 等）の使用状況及び持出状況の管理
- ⑦ 老朽化した PC の判定および更新計画の立案
- ⑧ 新規 PC および周辺機器（マウス、ヘッドセット等）の選定・発注
- ⑨ 予備機材の在庫管理
- ⑩ 故障機器の修理手配およびベンダー対応
- ⑪ ハードウェア及びソフトウェアの資産管理台帳の作成・更新
- ⑫ QST が管理する NAS サーバーの管理・運用（状態監視、権限管理、バックアップ、容量管理、HDD 交換等）

（2）IT サポート業務

- ① PC 操作に不慣れな ITER 部関係職員への基本的な操作支援
- ② 業務用ソフトウェアの利用方法に関する問い合わせ対応
- ③ トラブル発生時の一次対応および必要に応じたエスカレーション

- ④ 操作マニュアルや簡易手順書の作成・更新
- ⑤ 情報基盤センターからの問い合わせ対応および連携業務

(3) その他上記の付随的業務

- ① PC および周辺機器の移設作業(什器の移動に伴う機器の取り外し・再設置)、配線作業、動作確認の予備必要な設定変更等
- ② 上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの

4. 派遣期間、就業日、就業時間・休憩時間、人員

(1) 派遣期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他QSTが指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

(3) 就業時間・休憩時間

9:00～17:30(休憩時間 12:00～13:00)

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

(4) 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所

ITER プロジェクト部 ITER 計画管理グループ

住所：茨城県那珂市向山 801 番地 1

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

電話番号：029-210-2531

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 ITER 計画管理グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 ITER 計画管理グループリーダー

9. 必要な要件

- (1) IT 資産管理・運用等に関する業務経験が 10 年以上あること。
- (2) Microsoft Office の仕様に習熟していること。
- (3) 端末からコマンドを使用して Linux の設定を行うことに習熟していること。
- (4) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと（日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること）。

10. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。」

11. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

12. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち (1) ～ (5) については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」（人事担当課）へ各 1 部、(6) については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 仕様書「9. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）

(6) その他契約上必要となる書類

※上記(1)の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記(3)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記(4)における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報等は黒塗りすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1 3 . 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 4 . 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

1 5 . その他

(1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。

(2) QSTの業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外を含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。

(3) 派遣元は、QSTが量子科学技術の研究を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者

派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

(4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこと。

(5) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

① 在宅勤務の際に作成した成果物等を機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。

② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

1 6 . グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 7 . 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上